

福祉文教常任委員会会議録

令和8年3月5日

忠岡町議会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和8年3月5日（木）午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	二家本英生
〃 副委員長	小島みゆき
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	高迫 照子
〃 委員	田辺 みき
〃 委員	前川 和也

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
福祉課長	武藤 優子		大谷 貴利
こども課長	藤原 直臣	健康づくり課長	泉 亜希
教育部長	柏原 憲一	教育部理事兼学校教育課長	
教育部理事	森田 綾子		石本 秀樹
学校教育課参事	黒木 謙太	教育課長	伊藤 真

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
主 事	兼田 雄飛

委員長（二家本 英生議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところ、ご参集くださいますありがとうございます。

ただいまから、福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（二家本 英生議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（二家本 英生議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、4番、小島みゆき委員を指名いたします。

委員長（二家本 英生議員）

開会に先立ち町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆さんおはようございます。本日は、委員皆様方におかれましては、公私何かとご多忙のところ、第1回定例会福祉文教常任委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

日に日に春らしい日差しとなつてまいりました。来週の金曜日、3月13日は忠岡中学校の卒業式、3月18日は忠岡、東忠岡両小学校の卒業式が行われます。子どもたちの輝かしい未来の門出を心からお祝いしたいと思います。

本日は福祉文教常任委員会に付託されました議案の審議でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

ありがとうございました。

3月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。

それではこれより議事に入ります。議案書に基づき、議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

それでは、案件、令和8年第1回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（二家本 英生議員）

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第8号））を、担当課より説明を求めます。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

それでは、議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明させていただきます。

令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第8号）を令和8年1月9日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

次に、予算に関する説明の1ページをご覧ください。今回の補正予算は、歳出予算5,178万1,000円で、国において令和7年11月21日閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策を踏まえ、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当の支給が決定されたことにより、物価高対応子育て応援手当支給事業に必要となる経費を補正するものでございます。

事業内容につきましては、2ページをご高覧ください。

それでは、議案書に戻っていただき、3ページをご覧ください。専決第1号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第8号）。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,178万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億6,026万5,000円とするものでございます。

6ページをご覧ください。事項別明細書によりご説明させていただきます。歳入で第1

4 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 2 目 民生費国庫補助金で補正額 5, 1 7 8 万 1, 0 0 0 円は、物価高対応子育て応援手当支給事務費及び事務費補助金でございます。

次ページをご覧ください。歳出で第 3 款 民生費、第 2 項 児童福祉費、第 1 0 目 物価高対応子育て応援手当支給事業費で補正額 5, 1 7 8 万 1, 0 0 0 円は、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る経費でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

質問させていただきます。今回、この対象の補助金の数といいますか、人数及び世帯数といったところは、どの辺りになるのかなと思って教えていただきたいと思ひまして質問いたします。該当ですか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そうですね。2, 3 7 4 人の子どもさんということで、よろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

ありがとうございます。それはゼロ歳児から 1 8 歳まででよろしいですか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そのとおりでございます。

委員（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

すみません。今の分なんですけども。児童手当を頂いてる方を優先的にみたいなことをちょっとお聞きしたんですけども、2月の末にはもう行き届くようにしますというふうにお聞きしてたんですけど、もう皆さんのほうには行き届いてるんでしょうか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そうですね。一応プッシュのほうでお支払いさせていただくということで、1回目の支払いが3月の10日ということで、もう通知のほうは送らせていただいています。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

締め切りが3月31日までってなっておりますが、もし申請を忘れたらこれはもらえないのでしょうか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そのとおりでございます。

委員（高迫 照子議員）

分かりました。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

前川委員。

委員（前川 和也議員）

よろしく願いいたします。もう専決処分ということなんですけども、これ、昨年12月議会の最後のほうでもこういうご説明があったかなというふうに思います。

それで、どなたかが確認というか質問されてたかと思うんですけども、この支給要件ですよね。この19年4月2日から8年の3月31日までというところで、4月1日生まれ

の子は何かというお話があったかなと思うんですけども、答弁としてはちょっと検討しますというようなお話だったかなと思うんですけども、どうなったのかなというふうに思いまして、まずそれ、1点目、お願いできますか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

今回の専決の補正の中の金額には入ってこないんですけども、4月1日ですね、現実的に生まれた場合ですね、そこは生まれたときにまた町長のほうに相談させていただこうというふうに思っております。

以上です。

委員（前川 和也議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員。

委員（前川 和也議員）

ありがとうございます。よかったです。もう1点なんですけども、支給対象ですね。支給対象もいろいろあって、そのうちの1つで、離婚等により新たに児童手当の受給者となったという方は支給対象に含まれると思うんですけども、この「等」の部分ですよ。これはもちろんDVによる避難されている方ももちろん含むということで間違いないでしょうね。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そのとおりでございます。

委員（前川 和也議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員。

委員（前川 和也議員）

であればですね、そこも明文化というか明記されておくそうですね、より丁寧かなというふうに思います。町のホームページではそこまでの記載がなかったものですから。という

ふうに感じました。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

今後の事務のほうの取扱いとして意識のほうをしてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第8号））を原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり承認されました。

委員長（二家本 英生議員）

続きまして、議案第5号 忠岡町国民健康保険条例の制定についてを担当課より説明を求めます。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議案書の３７ページをお願いいたします。議案第５号、忠岡町国民健康保険条例の制定についてのご説明を申し上げます。

本件は、忠岡町国民健康保険条例と忠岡町国民健康保険料条例を一体化するため、忠岡町国民健康保険料条例を廃止し、忠岡町国民健康保険条例を全部改正するとともに、子ども・子育て支援金制度の財源として令和８年度から医療保険料と合わせて拠出を求める子ども・子育て支援納付金についてを規定するために改正を行うものであります。

議案第５号保険課資料によりご説明を申し上げます。議案資料の７ページ、議案第５号保険課資料をご覧ください。現在、忠岡町では国民健康保険に関する条例が２つございます。国民健康保険の資格、給付等については、忠岡町国民健康保険条例において規定されており、保険料については忠岡町国民健康保険料条例に規定されています。

国民健康保険に関する条例が２つある経緯としまして、昭和５３年にそれまで国民健康保険税だったものを国民健康保険料方式に改めた際に、町税条例の適用を改め、忠岡町国民健康保険料条例を制定した経緯がございます。

しかしながら、条例を改正する際に国が示す参考条例や大阪府下の市町村が定める条例は、国民健康保険条例の一本であり、保険料についても国民健康保険条例に規定されています。そのため例規改正等の事務上、非常に煩雑な作業を伴うことになります。

今後、事務の効率化を図るため、忠岡町国民健康保険料条例を廃止し、忠岡町国民健康保険条例に保険料に関する規定を追加するものであります。

さらに、令和８年度に創設される子ども・子育て支援金制度の財源として、令和８年度から医療保険料と合わせて拠出を求める子ども・子育て支援納付金が創設されるため、所要の改正を行うものであります。子ども・子育て支援納付金に関する部分は、主に新条例の第２８条から３２条までが該当いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

すみません。その新たにできる子ども・子育ての支援の分なんですけども、この周知というのはどういうふうな形でされるんでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

まず、これは広報紙、あとはホームページですね。こちらのほうでまず周知をさせていただきます。あと、実際に賦課徴収が始まるタイミングでは、もちろん新たにお知らせのパンフレットも同封さしてもらおう形で今検討しているところでございます。

委員長（二家本 英生議員）

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。やっぱり一人一人にちゃんと伝わるような形で、やはりこれがなかなか分かってない方もたくさんいらっしゃると思いますので、また何か保険料上がるんやみたいな形だけにならないように、またよろしく願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

討論なしとして、これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号 忠岡町国民健康保険条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

続きまして、議案第8号 忠岡町介護保険条例の一部改正についてを担当課より説明を求めます。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

議案書の63ページをお願いいたします。議案第8号、忠岡町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保障額を引き上げる見直しが行われたことに伴い、第1号被保険者の保険料において一部の被保険者の段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性があり、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、税制改正の影響を受けないよう、令和8年度の保険料の算定について所要の改正を行うものでございます。

お手元の資料14ページもあわせてご覧ください。条例改正の背景としましては、令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことにより、給与収入が前年と変わらない場合でも課税状況や合計所得金額等に変更が生じ、一部の介護保険被保険者の保険料段階が下がり、保険料収入が減少する可能性がございます。

現在の令和6年度から8年度までの第9期介護保険事業計画において、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、第1号保険料の標準段階が変わり得る第1号被保険者について、令和7年度と同様の判定となるよう見直しが行われたことに伴い、忠岡町介護保険条例においても同趣旨の改正を行うものでございます。

内容につきましては、中ほどの図をご覧ください。真ん中の棒グラフが給与控除引上げ前の基準で算定した現行の保険料収入を表してございます。左側の棒グラフが税制改正の基準に基づいて算定したもので、改正の影響により、本人課税及び本人非課税で世帯課税の一部の被保険者の保険料段階が下がり、保険料収入が減少する可能性を表しています。この保険者の責めに帰さない保険料の減少を防ぐため、令和8年度の保険料算定に限り、給与所得控除引上げ前と同様の所得判定となるよう、算定方法の特例を規定するものでございます。

改正による影響としましては、令和8年度の介護保険料の算定に限りませんが、税制改正前の基準に基づいて計算されるため、一部の介護保険被保険者は、税制改正の影響により令和8年度の住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階は課税と判定される場合がございます。

本改正の施行日は令和8年4月1日でございます。福祉課資料には新旧対照表ですので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長（二家本 英生議員）

私から質疑ありますので、副委員長と司会を代わります。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島 みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。二家本委員長、質疑をお願いいたします。

委員（二家本 英生議員）

すみません。今回、第1号保険者が対象ということで、65歳以上ですかね、こちらの給与所得の方が対象ということなんですけども、今回、説明にもあるんですけども、保険者の責めに帰さない改定ということなので、やっぱりこれって、その対象になった人というのが、本来であれば軽減された保険料の対象になるんですけども、今回、第9期ですかね、9期の介護保険料が対応ということで、ちょっとその対象になる方がかなり負担が大きくなるということで、それについての対応についてはどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

武藤課長、お願いします。

福祉課（武藤 優子課長）

今回の改正について、保険料段階ですね、影響にかかる方というところで、本来非課税となった場合の保険料段階になるはずが、課税という状況のほうで、8年度に限り算定される部分につきましてですが、なかなかまだ令和8年度の保険料算定に必要な7年中の所得というのが固まってませんので、影響額や人数というのは分かりかねるところではあるんですけども、保険料が本来減る分を町として何か対応するということにつきましては、金額等も見えない中というのもございますし、本来こちら、控除の金額が上がっただけということで、本人所得、収入については変わらないという前提がございますので、町としましては特に何か対応させていただくということは考えておりませんので、よろしくをお願いいたします。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

なかなか国がね、その税制改革をしたということで、いろんなところに影響が出てきて、特に保険とか介護保険もそうですけど、やっぱりそういうことで影響されるってことで、それは本当は国がこういうふうに制度を変えてるってことなので、本来であればその辺りは国が対応していただきたいところなんですけども、忠岡町は現在ではその

対応ができないということで、例えばこれを国とかに何とかしてほしいということの要望というのはしていくんでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

はい。

副委員長（小島 みゆき議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

そうですね。本来、3年目区切りの介護保険料設定で運営しておる中で、その期間ですね、そこに当てはまらない時期に急な保険料減収というところの制度改正がございましたので、本来であれば減収分については国のほうが補助していただく、補填していただけるというのがありがたいところではあります。ですので、機会がございましたら国のほうに要望はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

分かりました。ぜひともお願いしたいと思います。質疑、以上です。

副委員長（小島 みゆき議員）

委員長の質疑が終わりましたので、進行を二家本委員長に交代させていただきます。

（進行を二家本委員長と交代）

委員長（二家本 英生議員）

進行を引き取りました。

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第8号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

議案第9号 忠岡町児童館条例及び忠岡町ふれあいホール条例の一部改正についてを担当課より説明を求めます。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

議案書の67ページをご覧ください。議案第9号、忠岡町児童館条例及び忠岡町ふれあいホール条例の一部改正についてご説明させていただきます。

本件は、現在、教育委員会で所管しております忠岡町児童館及び忠岡町ふれあいホールを町長部局こども課へ移管するものでございます。

各課資料19ページ、議案第9号教育課資料1をご覧ください。

本件の改正趣旨といたしまして、児童福祉法の改正により、市町村に設置が努力義務とされたこども家庭センターの趣旨を踏まえ、母子健康機能及び児童福祉機能を一体的に推進する体制を整備するため、令和8年4月1日付で忠岡町児童館の所管を教育委員会から町長部局こども課へ移管し、こども施設を総合的に実施するものでございます。

なお、忠岡町ふれあいホールにつきましても、現在児童館と一貫管理を行っているため、あわせて所管を教育委員会から町長部局こども課へ移管いたします。これに伴い、忠岡町児童館条例及び忠岡町ふれあいホール条例の管理運営主体を教育委員会から町長に改める等、所要の規定整備を行うため、本条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案第9号教育課資料2に本条例改正の新旧対照表を後ほどご覧ください。補足説明につきましては、藤原こども課長よりご説明のほうをさせていただきます。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

私のほうからですね、こども課事務局が児童館へ移設することについての経過の説明をさせていただきます。

子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さ

ず、健やかな成長を社会全体で後押しするための行政機関として、こども家庭庁が令和5年4月に創設され、子どもの居場所づくりに関する指針が示されたところです。その中には、こども家庭センターの設置の努力義務化が示されており、これまで以上に子どもの居場所づくりの重要性が示されたところであります。

本町においても、令和6年4月、子どもに関する業務を1階に集約し、こども課が新設されたところです。この間、日々業務を行う中で、虐待関連の通告等について、現在の場所に対応するのは適切ではないと思っていたところでございます。

このような状況の中、先ほど申し上げたこども家庭センターの設置、子どもの居場所づくりなど、さらなる業務を現在の場所で行うなどを総合的に考えた結果、判断として今回、教育委員会が所管している児童館にこども課の移設についての協議を行った次第でございます。

続いて、こども家庭センターの設置の内容についてご説明させていただきます。議案資料の20ページ、議案第9号こども課資料1をご覧ください。

こども家庭センターの設置につきましては、令和4年6月に児童福祉法の改正が行われ、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関の設置に努めることとされています。

21ページをお願いいたします。次に、こども家庭センターとしての要件が5つございまして、1つ目として、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運用を行うこと。2つ目、センター1か所当たりセンター長1名を配置すること。3つ目、双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる総括支援員をセンター1か所当たり1名配置すること。4つ目、児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。5つ目、当該施設の名称は、センターはこれに類する自治体独自の統一的名称を称することとなっておりますので、本町では正式名称を平仮名の「忠岡町こども家庭センター」とし、愛称として「忠岡町こどもスマイルセンター」とさせていただきます。

最後に、改正する影響でございますが、これまで教育委員会が行っていた児童館の業務もそのまま引き継ぐため、住民への影響はないと考えておるところでございますので、よろしくをお願いいたします。

説明は、以上でございます。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

この児童館とふれあいホールの条例の新旧対照表というのがあるんですけど、児童館のほうもふれあいホールのほうも、管理運営が削除ということで、これはどうしてかということと、こうなった場合は誰が管理運営に携わるのかということをお聞きします。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

これまで児童館条例、ふれあいホール条例のそれぞれ第3条において教育委員会が管理運営をしておりましたので、その旨を規定しておりましたが、所管を町長部局へ移管することに伴いまして、地方自治法の規定により自治体の長が事務を設置、管理することが原則となることから、当該規定は条例においてあえて明記するものがないと判断しまして、3条のほうは条文を削除、整理させていただいた次第でございます。ですので、今後の管理運営に関しては、自治体の長ということで町長ということになるかと思います。

以上でございます。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

そこは了解しましたが、何かがあつたりした場合も、町長が責任を持つということになるわけですね。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

議員のおっしゃるとおりでございます。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

2つ目の質問ですけど、第1条のところのふれあいホールの条例の一部改正で、第1条のところは、改正前は町民の文化振興と住民相互の交流を図るためということで書いてありまして、改正後は町民の文化振興ということが削除されております。一般的に考えた場合は、町民の文化振興ということが削除されるということは、文化振興のところはいろんな意味が、発表会とか講演会とかいろんなものを含んでると思うんですけど、住民相互の交流というところに何か重点が置かれて、文化振興の場合の使用ができないのかなっていう感じをちょっと受け取るんですけど、そこら辺の説明をお願いいたします。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

町民の文化振興の文言を削除した理由につきましてはですね、ふれあいホールの利用目的を特定の分野に限定する趣旨ではなく、より幅広い用途で活用していただける施設であることを明確にするために、規定の整理を行ったものでございます。

現在、町ではこういったホールが1つになっておりまして、文化活動はもとより住民相互の交流や地域活動、各種催しなど、多様な目的で活用していただくことが重要だと考えております。そのため、条例の設置目的につきましては、利用の幅を狭めることがないように整理を行ったものでございますので、これまで同様、町民の文化振興に資する活動につきましても積極的に使っていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

そしたら、今までどおりということで、交流を図るためだけど、今までどおりの使い方をしていいってということですね。

そしたら、次の質問ですけど、忠岡町のふれあいホール、料金が高いということをよく聞きますけど、利用率というのは月に何回ぐらいでしょうか。年間何回ぐらいでしょうか。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

すみません、正確な数字はちょっと資料として今持ち合わせておりませんので、しっかりしたお答えはできないんですけれども、いろいろな使い方させていただいておりますので、決して多い数字ではありませんが、月数回程度、利用のほうはございますので、ご理解ください。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

忠岡町の広いスペースのホールというのが、本当にふれあいホールと、あと文化会館の4階は主に運動系が使いますので、あと地下の会議室、それぐらいしか広いところがないので、本当にふれあいホールがもう少し気軽に、せつかくああいういいホールがあるから、いろんなものに使えるように、利用料が少し下げただけならもっと使いやすいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

答弁されますか。

委員（高迫 照子議員）

お願いします。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

4月から所管のほうがうちのこども課のほうに変わることなんで、料金のことなんですけども、当分、今の金額でちょっと行かしていただこうかなと。ただ、この条例、できたのが平成10年ということで、そのときの多分料金体系になってるかと思うんです。ですので、近隣の市町の自治体のふれあいホールの状況ですね、ちょっと確認させていただいて、今のこの時代に合ってるのかも含めて調査研究をさせていただきます。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員、よろしいですか。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

委員（小島 みゆき議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

すみません。こども家庭センターが忠岡町にできるということはすごくいいことだと思うんですけども、しばらくは庁舎のほうとそちらのほうと別々でということで、人数がいつもなかなか厳しいということをお聞きしてるんですけど、人員的には大丈夫なんじゃないかな。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

今おっしゃってるのは、児童館の業務が増えて、今のこども課のほうでの体制でできるかということですか。

委員（小島 みゆき議員）

そうです。仕事が増えるじゃないですか。仕事が増えるので、今の場所と両方見ないといけないということと、全体的にまたね、業務が増えるということもあるので、そこは大丈夫なのかなということで、ちょっと教えていただきたいです。

こども課（藤原 直臣課長）

すみません。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

我々としても、やはり業務が増えるというところでの人員の要望につきましては、当局のほうにお願いということで申し上げていますので、あとはまた5階のほうで決めたいただけるのかなというふうに思っております。

委員長（二家本 英生議員）

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。やっぱり子どもさんのそういう相談とかも、そこでしっかりと対応できるように、よろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

では、質問させていただきます。こども家庭センターという名前が何個かある中で、住民さんがこのこども家庭センターは何なのという、周知の部分をどうされていくのかをまず教えてください。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そうですね。当初は平仮名のこども家庭センターということになるんですけども、先ほど私の説明の中で「こどもスマイルセンター」ということで、新たに名称のほうも変えますので、その辺りで、もちろん今のあれでいきますとLINEであつたりとかホームページであつたり、今後広報のほうですね、周知という形ではしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

あと、具体的に見てる内容はとてもすばらしいことを書かれてるんですけど、保護者とか母子にとって一番これができることによって良いっていうのを分かりやすく説明するとどんな感じになるのか、お答えできますか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

一番やはり皆さん困っているのは相談できる場所というところで考えておりますので、そこらを強化していきたいというところでございます。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。

あともう1点だけね、さっきのお話を聞いてると、居場所づくりを行っていくという話なんですけれども、その居場所づくりを行うということは、ふれあいホールを活用してやっていく事業が増えていくと、町民さんがふれあいホールを使えなくなってしまう確率が増えてしまうって、ちょっと感じてしまったんですけど、その点は。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

ふれあいホールのところは、今キッズさんのほうが結構利用されてるということでお聞きしてます。ただ、今、児童館のほうを見ていきますと、空いているところもありますので、そのスペースをうまく何か活用できないかなというところでの思案でございます。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

前川委員。

委員（前川 和也議員）

2つあります。まず1点目なんですけども、今回は、この条例改正でこの所管が変わるというだけであって、特に今の現時点で、新年度からの時点で、ふれあいホールの運営体制とか人員とかですね。ふれあいホールの、その運営強化という部分は現時点ではないというところをまず1点確認。ただ単に所管が変わるだけで間違いはないのかどうか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そうですね。私自身もまだ児童館であったり、ふれあいホールでどういう方が使用されているという状況もまだ把握できておりませんので、当分の間ですね、今のままでいきたいというふうに考えております。

委員（前川 和也議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員。

委員（前川 和也議員）

では、まずは所管が変わるだけだというところで間違いないということで確認できました、次がですね、ちょっと教えていただきたいんですけども、今回、この平仮名のこども家庭センターですよね。新設するということで、平仮名のこども家庭センター。で、貝塚にある漢字のこども家庭センターと本町のこども課とこども家庭総合支援拠点、どれもその業務が似たり寄ったりしてる部分が多いかなと思うんですけども、この関係図というか、関係性についてちょっと教えていただけたらなと。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

まず、漢字の貝塚のこども家庭センターの業務につきましては、大阪府が所管しております、主に生活保護の担当であったりとか、児童の最終一時保護の決定のところであったりとかいうところの業務が主な業務と認識しております。

今回の我々の平仮名のこども家庭センター、スマイルセンターは、虐待のおそれのある方であったりとか、その予防ですね。事前に防いでいくというところでの動きを求められているということで、平仮名のこども家庭センターというところで、全然、貝塚のこども家庭センターと関係ないというわけではないんです。最終の判断は、やはり一時保護のときには貝塚のこども家庭センターにもしていただくというところがございます。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員。

委員（前川 和也議員）

あと、こども課とこども家庭総合支援拠点、含めてですね。

こども課（藤原 直臣課長）

すみません、委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

こども家庭支援拠点ですね、これらをひっくるめて、こども家庭センターと平仮名のという形になりますので、これからはこども家庭拠点というのはありません。

以上です。

委員（前川 和也議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員。

委員（前川 和也議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（二家本 英生議員）

ほかに、ご質疑ございませんか。

委員（前川 和也議員）

すみません。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員、

委員（前川 和也議員）

今のその支援拠点というのはなくなるということですけど、二、三年前ですかね、設立されたのは。けども、新たにこういうセンターができることで、その拠点として名称はなくなるだけであって、何も変わらないということですよ、新たにこういうのができるの

で。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そのとおりでございます。

委員（前川 和也議員）

分かりました。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

ほかに、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第9号 忠岡町児童館条例及び忠岡町ふれあいホール条例の一部改正についてを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(二家本 英生議員)

異議ないと認めます。

よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

委員長(二家本 英生議員)

続いて、議案第11号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算(第11号)についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ担当課より説明を求めます。

こども課(藤原 直臣課長)

委員長。

委員長(二家本 英生議員)

藤原課長。

こども課(藤原 直臣課長)

議案書の71ページをご覧ください。議案第11号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算(第11号)についてご説明させていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,803万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億3,064万2,000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど事項別明細書により福祉文教常任委員会に関連する項目についてご説明させていただきます。

第2条は、地方債の補正で、地方債の廃止は、第2表、地方債補正によるものでございます。

75ページ、第2表地方債補正をご覧ください。地方債の廃止でございます。今回の廃止は、東区ふれあい広場整備工事の財源更正に伴う地方債の廃止でございます。起債の目的は町民運動場整備事業債で、限度額を2,280万円から皆減するものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、78ページをお願いいたします。歳入で第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金で補正額1,100万円は、自立支援給付事業費負担金でございます。第3目 衛生費国庫負担金で補正額4,441万2,000円は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。

次ページに参りまして、第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費負担金で補正額550万円は、自立支援給付事業負担金でございます。第2項 府補助金、第5目 教育費補助金で補正額2,000万円は、宝くじ社会貢献広報市町村補助金でござ

います。

次ページに参りまして、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第2目 愛の福祉基金繰入金で補正額1,051万円は、愛の福祉基金繰入金でございます。

次ページに参りまして、第21款、第1項 町債、第9目 教育債で2,280万円の減額は、町民運動場等整備事業債でございます。

次に歳出でございますが、現時点での各事業における事業費の確定による入札差金や、国が提供するガバメントクラウドを活用した標準システムへの移行時期が延期となった事業の事業費予算の減額を計上しておりますので、事業費予算の減額補正についての説明は省略させていただきます。

83ページをお願いいたします。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目、障害福祉費で補正額2,200万円は、介護給付・訓練等給付費でございます。こちらは自立支援給付事業負担金で、国2分の1、府4分の1の財源措置がなされます。

次ページをご覧ください。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 保健センター費で補正額2,881万8,000円は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金ほかでございます。こちらは国の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金において全額財源措置がなされます。

86ページをお願いいたします。第10款 教育費、第4項 社会教育費、第1目 社会教育総務費で補正額81万7,000円は、子ども・子育て支援金、放課後児童健全育成事業精算返還金ほかでございます。第3目 町民運動場費で地方債の廃止に伴う財源更正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

すみません。お伺いします。国庫支出金での補正額に上がっている新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金のことなんですけども、この健康被害というところで、実際これは予防接種、ワクチンを打って、そこから、2019年あたりぐらいからコロナのワクチンが、感染が広がって行って、何年かあったと思うんですけど、これは毎年毎年でやってるもので、この7年度において発生したものとか継続している対象者とか、どのぐらいあられるのかなと思ひまして、お伺いします。

委員長（二家本 英生議員）

泉課長。

健康づくり課（泉 亜希課長）

すみません。健康被害のこの給付に関しましては、新型コロナウイルスワクチンの特例の臨時接種があったときのものとございます。で、毎回あるというものではありませんで、この新型コロナウイルス関連におきましては、今回こちらのほう1件となっております。

委員長（二家本 英生議員）

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

すみません。ありがとうございます。実際、臨時で接種して被害というよりは、ワクチンを7回ぐらいまでずっと重ねていたと思うんですけども、その中の一部に当たっている感じなんですか。毎回ではないということなんですね。ちょっと理解が悪くて申し訳ありませんが。

委員長（二家本 英生議員）

泉課長。

健康づくり課（泉 亜希課長）

すみません。歳出のほうと同額で計上させていただいておるんですけども、こちらの今回の健康被害の給付金について、歳出と歳入、まとめてご説明をさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、新型コロナウイルスワクチンにかかる今申し上げました特例的な臨時接種を受けて亡くなった方のご遺族の方への健康被害給付金となっております。

歳入も歳出もですけども、4, 441万2, 000円の内訳といたしましては、死亡一時金と葬祭料となっております。こちらの詳細につきましては、大変申し訳ございませんが、個人情報に関わるご質問としては、頂くことをちょっと控えさせていただきたいと思いますが、内容といたしましては今回そのようになっております。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

ありがとうございます。あれから、お亡くなりになった方とかもおられて、それがこの新型コロナワクチンの、それによって、原因がそれだと確定というか、できる方を対象にということ所で、それが確定できない場合は対象外というような感じになるんでしょうか。亡くなった方は割とおられるかなと思ってんですけども、その辺も教えていただければありがたいです。

委員長（二家本 英生議員）

泉課長。

健康づくり課（泉 亜希課長）

予防接種の副反応による健康被害につきましては、極めてまれですけれども、不可避免的に生じるものということで国のほうは考えております。ですので、接種に係る過失の有無にかかわらずですけれども、予防接種と健康被害との因果関係を国が認定するというものになりまして、国の認定がなされた方に対しまして救済するというものが、健康被害の今回のこちらの救済制度が適用されたというものになってございます。

委員長（二家本 英生議員）

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

ありがとうございます。因果関係、なかなか認定されないようなケースもあるというのは、この忠岡以外でも見聞きするんですけれども、ということは、かなりその辺が確定されている方は一部なのかなと思いますが、理解いたしました。ありがとうございます。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

ほかに、ご質疑ございませんか。

前川委員。

委員（前川 和也議員）

先ほどからの質問の関連になるんですけれども、因果関係の認定というのは国のほうでの判断になるかと思うんですけれども、この地元のですよね、地元のその調査とかですね。国に、都道府県経由で国にその申請をするわけなんですけれども、そこに至るまでの過程で、その予防接種の調査委員会、被害調査委員会というような委員会というのは、この本町では設置されているかどうか。これは、そのことが起こったときに設置されるのか、もしくは常設でこういう委員会ってあるのかどうか、ちょっと教えていただけたらなと思います。

委員長（二家本 英生議員）

泉課長。

健康づくり課（泉 亜希課長）

今、前川議員がおっしゃってくださいました健康被害の調査委員会というものにつきましては、本町におきましては条例で定めております。なので、常設委員さんの確保等につきましては常設させていただいておりますが、その疑いが生じた場合に、住民さんからご相談をまず頂く形になりまして、そこから必要に応じて、私たちもそのご相談に寄り添いながら、こちらの委員会の開催の、するしないも含めまして検討をさせていただくというものになっております。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員、よろしいですか。

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

すみません。このことに何回も質問してしまいましたが、これは、この国庫支出金という
か国の手当でされているものですが、これは今後ということも、これからの将来的な
ことも対象になってくるのでしょうか。因果関係の辺を確定していく上では。

健康づくり課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

泉課長。

健康づくり課（泉 亜希課長）

そうですね。おっしゃるように、その定期接種のワクチンかどうかというものも含め
て、内容につきましては若干異なる部分はあるんですけれども、例えばですけれども、厚
生労働省の健康被害とか、そういうキーワードでホームページでも広く周知を厚労省もさ
れていますし、あと本町のワクチン関連につきましても、住民の皆様への周知としまし
て、厚生労働省のそういうホームページのリンクを貼ったりですとか、そのように努めさ
せていただいております。

委員長（二家本 英生議員）

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

分かりました。また勉強いたします。ありがとうございます。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

委員（前川 和也議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員。

委員（前川 和也議員）

79ページです。歳入の部分で宝くじの補助金ですよね。これは黙っててもこの補助が
あるわけじゃないと思うんですけれども、どういうふうに取りに行くというか、その手順で
すね、教えていただけたらと思います。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

対象事業等がございまして、市町村が実施する社会教育でしたり、福祉、文化その他、公益の増進を目的とした事業の中で、新たな施設の整備に関する事業と、新たな機能の追加を伴う既存の施設を改修する事業ということで、対象の事業と判断しましたら、府のほうに申請をして、それで経過のほうと途中の報告。最後、竣工した後に検査のほうをしていただきまして、それで交付という流れになるかと思います。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員。

委員（前川 和也議員）

これにおけるその対象というのは何か。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

今現在、工事を行ってます東区ふれあい広場のほうの工事が、今回の宝くじのほうの補助金の対象になっております。

委員（前川 和也議員）

はい、ありがとうございます。であれば、どこかにそういう、この事業はこのお金をもってというふうな、何か小さな看板ね、あるということですね。分かりました。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第11号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、議案第12号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを、担当課より説明を求めます。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

議案書の90ページをお願いいたします。議案第12号、令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,022万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により後ほどご説明申し上げます。

ここで、先にお手元の予算に関する説明書の9ページを合わせてご覧ください。今回の補正予算は、歳入において令和6年度介護給付費及び地域支援事業費交付金の確定に伴う精算交付金を計上、また歳出において令和6年度介護給付費及び地域支援事業交付金の確定に伴う国庫支出金及び府支出金の精算返還金を計上するものでございます。

それでは、議案書の93ページにお戻りください。歳入でございます。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 地域支援事業交付金、総合事業で補正額65万3,000円の追加、第3目 地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業で補正額20万円の追加でございます。第5款 府支出金、第2項 府補助金、第1目 地域支援事業交付金、総合事業で補正額40万8,000円の追加、第2目 地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業で補正額10万円の追加でございます。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。第6款 諸支出金、第1項 還付金及び還付加算金、第2目 償還金で補正額136万1,000円の追加は、令和6年度介護給付費及び地域支援事業交付金の確定に伴う国庫支出金及び府支出金の交付金精算返還金でございます。

本補正予算は、9月議会にて令和6年度の介護給付費等の精算処理についての補正予算を行った際、本来は介護給付費交付金の返還分として532万7,918円、地域支援事業交付金の追加交付としまして136万171円をそれぞれ歳入歳出として補正予算すべきところを、合計し、金額の大きい歳出分のみ補正したことにより、精算返還の予算が136万171円不足したものでございます。重ねての補正予算となり、申し訳ございません。今後このようなことがないよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

(なし)

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

委員長（二家本 英生議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第12号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

続きまして、議案第13号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを、担当課より説明を求めます。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議案書の95ページをお願いいたします。議案第13号、令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ518万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,698万5,000円とするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の10ページをご覧ください。今回の補正予算は、令和7年度後期高齢者医療保険料の当初推計額から超過見込み分を歳入予算に計上し、歳出において、対応する後期高齢者医療保険料等納付金の、増額分の計上を行うものでございます。

内容につきましては、項目別明細書よりご説明を申し上げます。

議案書の９８ページをお願いいたします。歳入につきまして、第１款、第１項 後期高齢者医療保険料、第１目 特別徴収保険料で補正額が２６４万４、０００円の増加分は現年分、第２目 普通徴収保険料で、補正額２５４万円は現年分でございます。

歳出につきまして、第２款、第１項、第１目 後期高齢者医療広域連合納付金で、補正額５１８万４、０００円の追加は、後期高齢者医療保険料等納付金でございます。大阪府後期高齢者医療広域連合への保険料の負担金につきましては、例年、大阪府後期高齢者広域連合が示す保険料と負担金推計を基に予算を計上していますが、令和７年１１月２１日発出の後期高齢者医療広域連合から補正予算に関する通知があり、実際の保険料収納額が予算額を上回る見込みとなっております。

それに伴い、保険料の負担金についても増額することが必要となり、増額補正を行うものでございます。なお、補正額につきましては、令和７年度予算算定時の見込みに対し、昨年の１２月までの実績に基づく見込みと比較すると約１．１倍に増加していることから、新たな年間収納見込額を求め、それをもとに補正額を計上しております。

説明は以上でございます。どうぞご審議のほどお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

（なし）

委員長（二家本 英生議員）

では、私から１点だけ質問させていただきたいので、副委員長と進行を代わります。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島 みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。二家本委員長、質疑をお願いいたします。

委員（二家本 英生議員）

今回、増額ということで１．１倍という説明も先ほど受けたんですけども、これ、大阪府の通知があって、１．１倍ということだったんですけど、その増えた原因という、見込みの原因というのは、大阪府の通知から何か理由はあったんでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

副委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

まず、被保険者に負担していただく保険料をですね、令和７年度の当初予算における予算措置を求める保険料の数値につきましては、大阪府広域連合のほうから被保険者数や所得を見込んで、これらの数値で市町村ごとに算出をするという形で、毎年数字を、広域

連合のほうから計算してもらった数字を基に我々のほうでそれを予算化するというような流れで作業しております。

しかしながら、令和7年度の実際保険料徴収が始まってきた段階で、社会情勢による賃金等の伸びで、当初の見込みよりか所得が上振れをしていくというような、ちょっと状況になってきておりましたので、当初予算に見込んでいたときよりかは、実際の調定額、保険料調定額もちょっと上方修正になったということがございましたので、この調子で1年間走ってしまうと、予算のほうにもちょっと影響が出てくるというふうなことで、広域連合のほうからもその辺注意をしていただきたいというふうな通知があったということでございます。

理由につきましては、やはり社会情勢、先ほど言いましたけども、社会情勢の変化によりまして、賃金だけでなく年金のほうも若干増えておりますので、そういったことが原因になるのかなというふうには考えております。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

要因は分かりました。それだけ、75歳以上の方でも普通に給与所得を得られている方もいらっしゃると思うんで、そういったところの賃金の伸びと、やっぱり年金ですね。年金が物価高に追いついてないとはいえ、それでも少し上がっていったるので、そういった収入の増によって今回、保険料の増額が、見込みということで大阪府から通知が来たということでいいんですよね。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

副委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

そのとおりでございます。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

分かりました。以上で質疑を終わります。

副委員長（小島 みゆき議員）

委員長の質疑が終わりましたので、進行を二家本委員長に交代いたします。

（進行を二家本委員長と交代）

委員長（二家本 英生議員）

ほかに、質疑ございませんか。

(な し)

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

委員長（二家本 英生議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第13号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案7件について全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、本会議最終日において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方にはご協力をお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

その他、理事者側で何かございませんか。

(な し)

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、福祉文教常任委員会を閉じます。

委員長（二家本 英生議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。また、ご承認もいただきましてありがとうございました。本会議のほうでもご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

委員長（二家本 英生議員）

ありがとうございました。

以上で福祉文教常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦労さまでした。

（「午前11時15分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和8年3月5日

福祉文教常任委員会委員長 二家本 英 生

福祉文教常任委員会委員 小 島 みゆき